

「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」の 令和7年度の進捗状況について

目 次

I . はじめに	P. 1
II . 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制	P. 2
III . 「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第3次)」の取り組み状況	P. 4
計画の指標	P. 4
ライフステージに着目した施策の展開	P. 5
1 . すべてのライフステージにおける取り組み	P. 5
2 . 妊娠期	P. 6
3 . 乳幼児期(0～5歳)	P. 7
4 . 学齢期(6～17歳)	P. 10
5 . 若年期(18～39歳)	P. 12
6 . 壮年期(40～64歳)	P. 13
7 . 高齢期(65歳以上)	P. 15
分野別にみた施策の展開	P. 18
1 . 障がい者への歯科保健医療対策	P. 18
2 . 地域包括ケアに向けた取り組み	P. 19
3 . 救急医療対策(歯科)	P. 21
4 . がん対策(口腔がん)	P. 22
5 . 周術期(手術前後)などの取り組み	P. 23
6 . 災害時における歯科保健医療対策	P. 24
IV . 神戸市歯科口腔保健推進条例	P. 25

令和8年度の取り組みは6月末時点（令和7年度は速報値あり）

I . はじめに

「神戸市歯科口腔保健推進条例（平成28年11月8日施行）」第11条に基づき、令和7年度の本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について報告する。

Ⅱ. 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制

条例に基づき歯科医療等関係者から成る「神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）」（以下、検討会）および保健医療等関係者や市民代表等も加えた「神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）」（以下、懇話会）を開催し、歯科口腔保健の推進のために協議を行っている。

① 神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）

<開催日> ・第1回 令和7年7月10日（木）・第2回 令和8年2月3日（火）

<委員名簿>

◎ 会長 （選出分野別 敬称略）		令和7年7月1日
所 属 ・ 役 職	氏 名	
学識経験者 ◎ とさわ病院 歯科口腔外科部長 神戸市健康局 歯科専門役	足立 了平	
神戸市歯科医師会 会長	（新）宮本 学	
常務理事	坪田 照彦	
常務理事	（新）本庄 健一	
常務理事	高木 景子	
常務理事	高見 敏昭	
常務理事	（新）山本 哲也	
病院歯科 神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長	谷池 直樹	
各区歯科医師会 東灘区歯科医師会 会長	大矢 敏之	
灘区歯科医師会 会長	櫻井 俊也	
中央区歯科医師会 会長	（新）前田 多津子	
兵庫区歯科医師会 会長	（新）記村 勝之	
北区歯科医師会 会長	小亀 辰夫	
長田区歯科医師会 会長	末瀬 裕一	
須磨区歯科医師会 会長	武貞 至浩	
垂水区歯科医師会 会長	秀 有剛	
西区歯科医師会 会長	（新）森鼻 一浩	
兵庫県歯科技工士会 会長	山口 陽司	
兵庫県歯科衛生士会 会長	（新）岩崎 小百合	
副会長	栗原 知子	

② 神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）

<開催日> ・第1回 令和7年7月22日（火）・第2回 令和8年3月12日（木）

<委員名簿>

◎ 会長	(50音順 敬称略)	令和7年7月22日
氏名	所属等	
明石 昌也	神戸大学大学院 医学研究科 口腔外科学分野 教授	
足立 了平	神戸市健康局 歯科専門役	
◎ 天野 敦雄	大阪大学大学院 歯学研究科予防歯科学講座 特任教授 大阪大学名誉教授	
伊藤 篤	甲南女子大学 人間科学部 総合子ども学科 教授	
(新) 岩崎 小百合	兵庫県歯科衛生士会 会長	
神谷 訓康	神戸市看護大学 健康科学分野 准教授	
近藤 豊宣	神戸市老人クラブ連合会 理事長	
土居 貴士	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 准教授	
西 昂	神戸市民間病院協会 会長	
橋本 加代	兵庫県栄養士会 会長	
(新) 秀 有剛	神戸市歯科医師会 副会長	
堀本 仁士	神戸市医師会 会長	
丸山 美津子	兵庫県看護協会 会長	
(新) 宮本 学	神戸市歯科医師会 会長	
安田 理恵子	神戸市薬剤師会 会長	
(新) 山中 有里	ネットモニター公募委員	
吉田 幸恵	神戸常盤大学 口腔保健学科 学科長、教授	

Ⅲ.「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」の取り組み状況

計画の指標

こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）の現状および目標値

黒矢印：前年度より改善 赤矢印：前年度より悪化

すべてのライフステージにおける指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R6	R7	R6とR7 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 (R5)目標値
かかりつけ歯科医があり過去1年間に 歯科健診を受診した人の割合の増加		40歳 50歳	40・50歳 歯周病検診 問診票	34.6%	39.3%	38.5%		50%	未達成	65% ※1	95% ※1
フッ化物洗口を実施する施設数、人数の増加			R5 こども 家庭局・教育 委員会調査 ※2	267施設	300施設	268施設		295施設	未達成	—	—
				12,532人	13,114人	未		13,500人	未達成	—	—
ライフステージごとの指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R6	R7	R6とR7 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 目標値
妊娠期	妊婦歯科健診受診率の増加	妊婦	妊婦 歯科健診	39.3%	40.7%	38.8%		50%	未達成	—	—
乳幼児期	むし歯のない人の割合の増加	3歳児	3歳児 健診	89.9%	93.8%	94.5% (速報値)		93%	達成	90% (令和5年)	100%
学齢期	永久歯1人平均むし歯数の減少	12歳児	学校 保健統計	0.41本	0.39本	0.37本		0.2本	未達成	—	—
	歯肉に炎症所見を有する 人の割合の減少	中学生	学校 保健統計	17.7%	20.8%	15.9%		15%	未達成	20% (中学生・ 高校生)	10% (10代)
		高校生	学校 保健統計	18.9%	15.7%	17.6%		15%	未達成		
壮年期	進行した歯周炎を有する 人の割合の減少	40歳	40歳 歯周病検診	49.7%	50.8%	49.7%		45%	未達成	25% (40歳代)	40% (40歳以上) ※3
		60歳	60歳 歯周病検診	60.7%	59.5%	59.9%		55%	未達成	45% (60歳代)	
	オーラルフレイルチェック 利用率の増加	65歳	オーラルフレイル チェック	12.0%	15.3%	14.2%		20%	未達成	—	—
	75歳後期高齢者歯科健診 (オーラルフレイルチェッ ク)受診率の増加	75歳	オーラルフレイル チェック(後期 高齢者 歯科健診)	8.3%	12.9%	12.8%		15%	未達成	—	—
	20歯以上自分の歯を有する 人の割合の増加	75歳～ 84歳	R4 高齢者 一般調査	52.8% (R元)	50.0% (R4)	56.4% (R7)	 3年に1回の 調査のため R4年度とR7 年度で比較	65%	未達成	60% (80歳)	85% (80歳)
			R4 在宅 高齢者 実態調査	34.8% (R元)	43.1% (R4)	43.8% (R7)		40%	達成		
定期的に歯科健診、歯科医療を受けることが 困難な人における指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R5	R6	R5とR6 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 目標値
障がい者	障がい者入所施設での定期的な歯 科健診実施率の増加		右記の数値 は R3 県調査	76.0%	—	—	5年に1回の 調査のため R3年度が 最新	80%	未達成	90%	90% ※4
要介護 高齢者	高齢者入所施設での定期的な歯 科健診実施率の増加		右記の数値 は R3 県調査	35.8%	—	—		40%	未達成	50%	50% ※4

※1 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合
※2 小学校2校を含む

※3 歯周炎を有する者の割合
※4 過去1年間の歯科健診実施率

2026年6月30日

ライフステージに着目した施策の展開

1. すべてのライフステージにおける取り組み

(1) 令和7年度の啓発実績

「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」に基づき、歯科口腔保健の啓発を実施した。

① 花時計ギャラリーにて歯科口腔保健の啓発展示

花時計ギャラリーにおいて「よい歯の日（4月18日）」について啓発展示を実施した。

② 市立図書館全館（12館）にて歯科口腔保健啓発

歯と口の健康週間（6月4日～10日）にあわせて、市内の図書館全館（12館）において歯科口腔保健関連図書の展示・貸出および歯科口腔保健パンフレット・ちらしの配布を実施した。



③ 「いい歯の日」明石海峡大橋パールホワイトライトアップ、KOBE ライトアップ DAY

「いい歯の日（11月8日）」に、明石海峡大橋と神戸市立の施設を、白い歯をイメージしたパールホワイト色にライトアップして、歯科口腔保健の啓発を行った。

④ 「おやこふらっとひろば（市内10ヶ所）」「こべっこあそびひろば（市内3ヶ所）」での歯科啓発グッズの配布

いい歯の日（11月8日）を含む1か月程度、アース製薬株式会社およびデンタルプロ株式会社の協力のもと、小冊子・啓発グッズなどを配布して啓発した。

⑤ 神戸市公式 SNS を活用した歯科口腔保健情報の発信

神戸市公式 SNS を活用して歯科口腔保健の啓発を実施した。

⑥ 人材育成

潜在歯科衛生士を育成（歯の健康サポーター33名）して地域に派遣し、ライフステージに応じた歯科健康教育を実施し、参加者が自らむし歯や歯周病予防に取り組めるよう支援した。

(2) 令和8年度の取り組み

歯と口の健康週間に市立図書館の歯と口に関連する本の展示・ポスター掲示、神戸市公式 SNS を活用した歯と口の健康づくり等を、引き続き啓発する。

2. 妊娠期

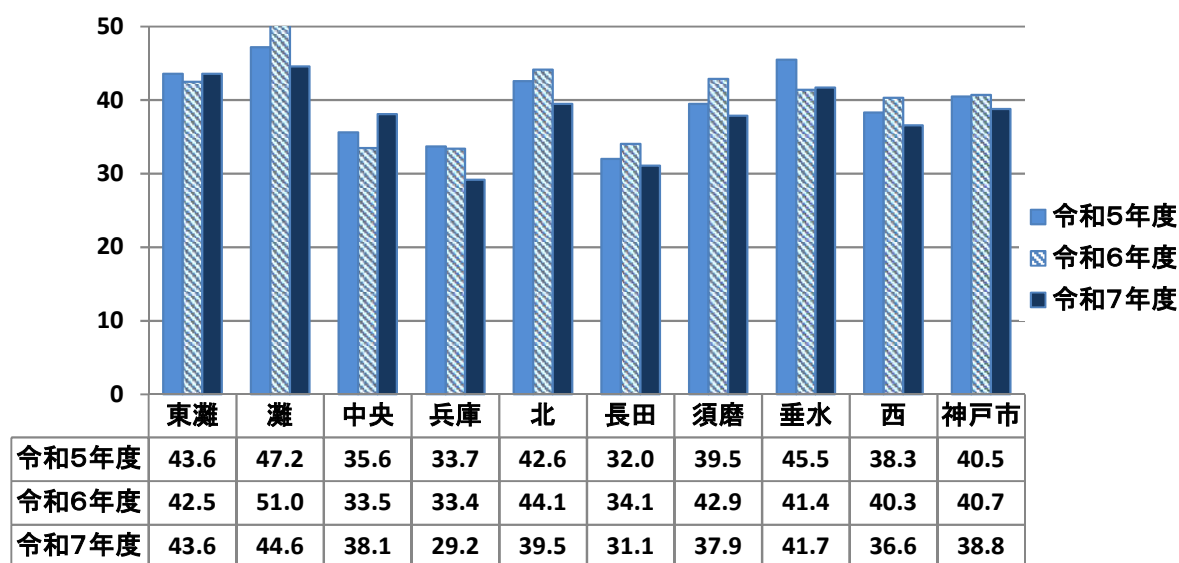
目標：生まれてくる赤ちゃんのため、両親が自分の歯と口の健康を守る

(1) 令和7年度の実績

① 妊婦歯科健診

令和7年度の妊婦歯科健診受診者は、3,361人／8,665人（受診率38.8%）であった。

妊婦歯科健診の区別受診率（居住区別）



② こうべ子育て応援LINEの配信

妊娠中から3歳までの子どもがいる方を対象とする「こうべ子育て応援LINE」で、妊娠中に歯科健診を受診する必要性や、妊娠中の歯科治療について説明し、産後のむし歯菌の母子感染のリスク、フッ化物応用によるむし歯予防効果等の歯科保健情報を配信した。

③ 妊娠出産・子育てサポートプランの交付

各区役所の窓口にて妊娠届出時・新生児訪問時に交付する「妊娠出産・子育てサポートプラン」の中で、妊婦歯科健診の受診推奨時期や、子育てサポートを介した歯科相談について案内した。

(2) 令和8年度の取り組み

母子健康手帳交付時における妊婦歯科健診の受診勧奨、こうべ子育て応援LINEを活用した情報提供等を引き続き実施する。

3. 乳幼児期（0～5歳）

目標：こどもの歯を守り、かむ・話すなどの口の機能を育てる

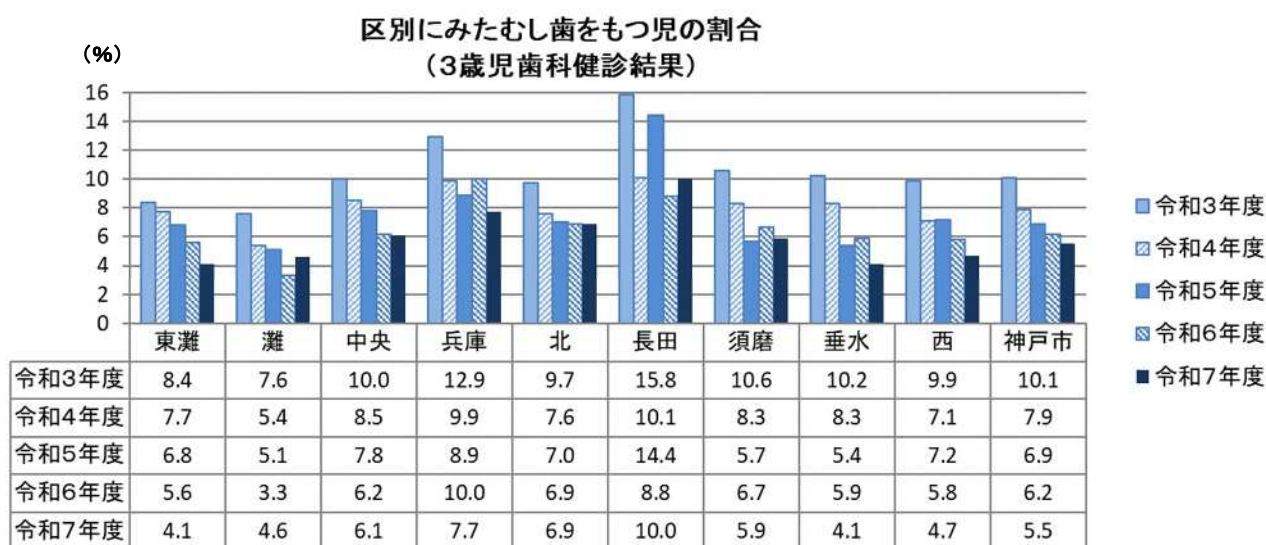
（1）家庭、地域における取り組み

（1）令和7年度の実績

① 3歳児歯科健診（速報値）

歯科健診や歯科保健指導を通じて、むし歯予防や口腔機能の健全な育成を促進した。

- ・むし歯有病者率 5.5%（令和6年度 6.2%）
- ・一人平均むし歯数 0.17本（令和6年度 0.19本）
- ・むし歯をもつ児における一人平均むし歯数 3.07本（令和6年度 3.06本）
- ・咬みあわせの異常の割合 27.4%（令和6年度 26.4%）



神戸市保健事業概要

② フッ化物塗布（1歳6か月児・3歳児健診時に実施）

1歳6か月児・3歳児健康診査の際、むし歯予防効果の高いフッ化物を利用した歯質強化方法を紹介し、希望者にはフッ化物塗布をその場で実施した（有料）。さらにフッ化物塗布を実施する歯科医院リストを配布し、定期的塗布継続によるむし歯予防を啓発した。

- ・1歳6か月児：6,073人／8,422人（72.1%）
- ・3歳児：5,047人／9,098人（55.5%）

③ 離乳食の作り方講座

5～6か月児の保護者に「赤ちゃんの口の動き・食べさせ方」を含めた「離乳食の進め方」講座を72回開催し、937組が参加した。

④ 「離乳食の進め方」動画について

「離乳食の作り方講座」に参加できない方には「離乳食の進め方」の動画を配信した。全動画再生回数は合計17,672回、そのうち「赤ちゃんの口の動き・食べさせ方」の動画作成回数は12,147回（2025年3月1日～2026年4月28日の期間）であった。

⑤ すくすく赤ちゃんセミナー

第1子の月齢5～6か月児の保護者を対象に、各区役所・支所で集団指導形式の離乳食・

歯科・育児に関するセミナーを合計 97 回開催し、保護者 878 人、児 752 人が参加した。
月齢 5～7 か月児の保護者にはオンラインセミナーを 4 回実施し、289 組が参加した。

⑥「歯みがきレッスン 1・2・3」動画

年齢に応じた歯みがきポイントや、フッ化物配合歯磨剤の使い方等を解説した「歯みがきレッスン 1・2・3」動画を作成し、市ホームページにて公開した。

⑦ 地域における歯科健康教育

保育所・認定こども園や子育て支援サークル等で、むし歯予防等の健康教育を実施した。

- ・保育所・認定こども園：192 か所（申込 192 か所） 13,928 人
- ・児童館：75 か所（同 75 か所） 1,329 人
- ・子育て支援サークル：23 か所（同 23 か所） 336 人

⑧「おやこふらっとひろば（市内 10 ヶ所）」、「こべっこあそびひろば（市内 3 ヶ所）」における歯と口の健康づくりの啓発（11 月）

「おやこふらっとひろば」、「こべっこあそびひろば」で、アース製薬株式会社提供「子どもの時からしっかりむし歯予防」、デンタルプロ株式会社提供「歯間ケア BOOK」を配布し、親子に子どもの歯と口のセルフケア方法を啓発した。

（2）令和 8 年度の取り組み

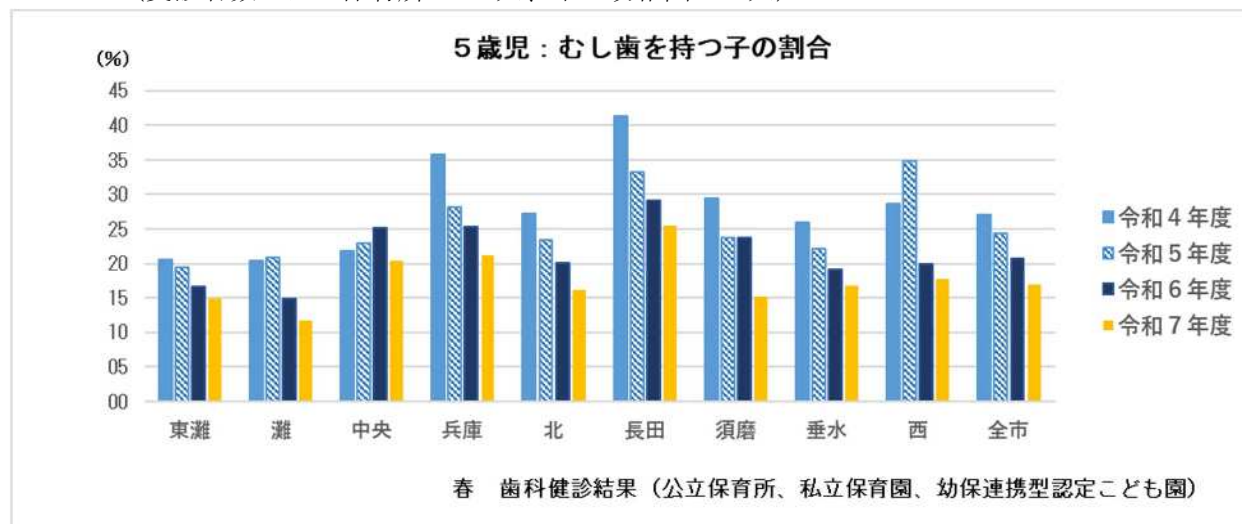
4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健診で個別歯科相談を実施し、4 か月児健診や、すくすく赤ちゃんセミナーでは歯科集団指導、5 歳児健診では必要に応じて区の歯科相談につなぐ。さらに 1 歳 6 か月と 3 歳児健診時には、フッ化物塗布を希望者に実施する。

(2) 保育所（園）、幼稚園、認定こども園における取り組み

(1) 令和7年度の実績（速報値）

① 歯科検診

保育所（園）幼稚園等において歯科検診を実施し、必要に応じて受診勧奨を実施した。
（受診者数：公立保育所 4375 人、市立幼稚園 589 人）



② フッ化物洗口の実施

むし歯予防を目的として、保育所（園）、幼稚園等に通う4歳・5歳児クラスの希望者を対象にフッ化物洗口を実施した。民間保育所等職員向けフッ化物洗口研修会を4回開催し延べ313人が参加、市立幼稚園職員向け研修会には16人が参加した。

（令和7年度の各園のフッ化物洗口平均実施率：4歳児 95.8%、5歳児 96.2%）



(2) 令和8年度の取り組み

歯科検診と歯科受診勧奨を行うとともに、保育所（園）、幼稚園に通う4歳・5歳児クラスの希望者に集団フッ化物洗口を継続し、新任副所長研修会、神戸市立ならびに私立幼稚園・認定こども園の新規職員には、フッ化物洗口研修会を開催する。

4. 学齢期 （6～17 歳）

目標：むし歯や歯周病を予防して歯と口の健康づくりの基礎をつくる

（1）令和7年度の実績

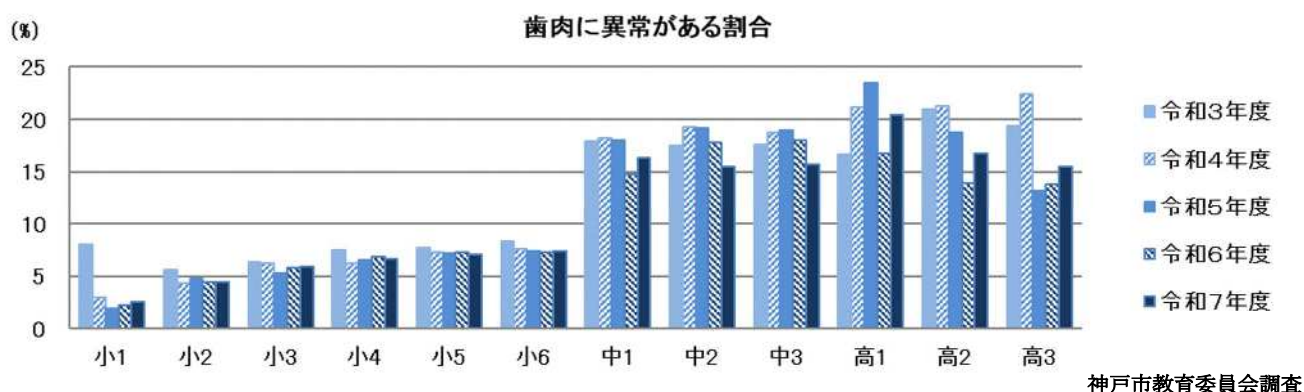
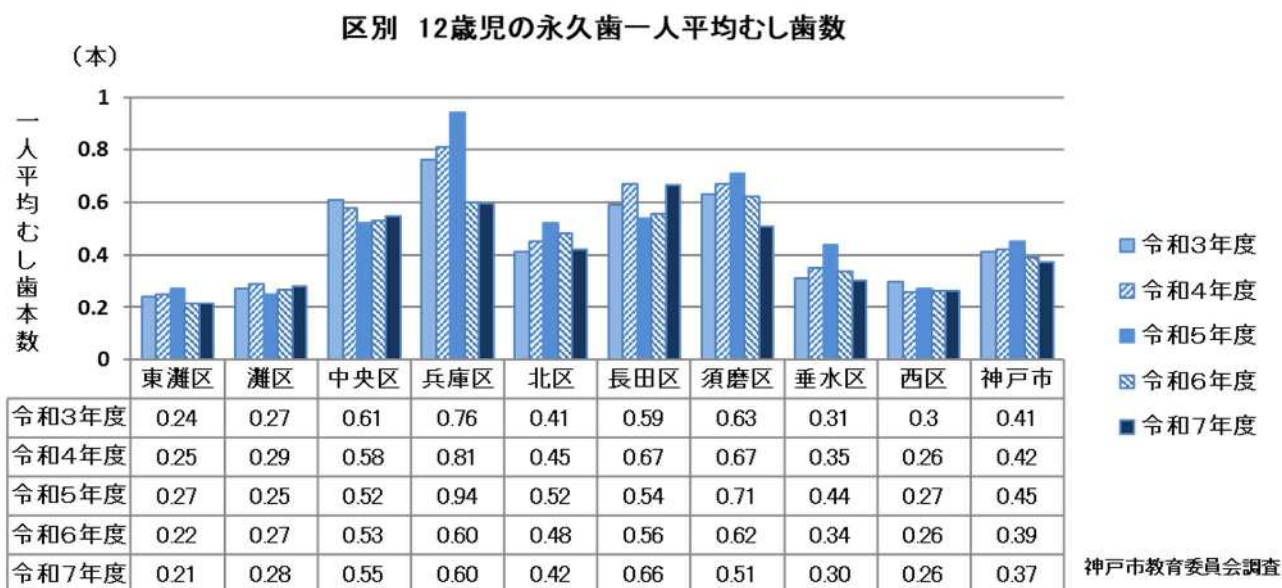
① 定期健康診断における歯科検診の実施

歯科検診結果に基づき、歯科治療勧告や個別指導、必要な予防処置等を実施した。

（受診者数）

小学校 65,778 人、中学校 30,668 人、高等学校 4,882 人、特別支援学校 773 人

12 歳児一人平均むし歯数：0.37 本（令和6年度 0.39 本）



② 学校歯科保健研修会

・教職員等に学校歯科保健に関する研修を実施し、46 人が参加した。

③ よい歯の表彰

・歯科口腔保健意識の向上を図るため、優良な歯科口腔保健の取り組みを行った児童を表彰した。個人表彰（小学6年生）は166人、団体表彰は5校であった。

④ 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールの開催、学校給食だよりでの啓発

- ・歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクールを実施し、入選者 49 人を表彰した。
- ・学校給食だよりの 6 月・10 月号に、歯と口の健康づくりに関する啓発記事を掲載した。

⑤ 小学校におけるフッ化物洗口事業

- ・令和 3 年度に開始した学校集団フッ化物洗口のモデル校 2 校では、開始当時の 2 年生が卒業まで 5 年間継続洗口を実施した。
- ・令和 7 年度からむし歯数が神戸市平均より多い学校を「重点校」として、原則 1 年生を対象に 5 校で 182 人に集団フッ化物洗口を実施した。
- ・市内全小学校の 5 年生・6 年生 17,958 人に洗口液を配付し、家庭でフッ化物洗口を実施した。

(2) 令和 8 年度の取り組み

- ・学校や各園の歯科検診、学校歯科保健研修会、よい歯の表彰等による啓発事業の継続による歯と口の健康づくりを推進する。
- ・各家庭でフッ化物洗口を行えるよう、洗口液の配付対象を 3 年生～6 年生に拡大する。
- ・重点校(1 人あたりのむし歯数が全市平均より多い小学校)の 1 年生を対象とした集団フッ化物洗口を 5 校から 30 校に拡充する。

5. 若年期（18～39 歳）

目標：歯と口の健康づくり習慣を確立して歯周病を予防する

（1）令和7年度の実績

① 妊婦歯科健診（再掲）の実施

妊婦に個別歯周病検診および保健指導を実施した。

② 大学生無料歯科健診の実施

令和7年4月14日～9月20日に、6区歯科医師会（東灘区・灘区・中央区・須磨区・垂水区・西区歯科医師会）が大学生無料歯科健診を実施した。計141名の大学生が受診し、そのうち49名が歯科治療を受けた。

（2）令和8年度取り組み

- ・妊婦歯科健診を引き続き実施する。
- ・大学生無料歯科健診は、6区歯科医師会（東灘区・灘区・中央区・須磨区・垂水区・西区）が4月20日から9月18日まで実施する。
- ・節目歯周病検診の対象年齢を30歳に拡大して実施する。
- ・大学生無料歯科健診を大学生向けウェブサイト「BE KOBE 学生ナビ」で啓発する。
- ・「神戸市成人お祝いの会」で「かかりつけ歯科医をもとう」という動画を放映して新成人に歯科健診を啓発する。



大学生無料歯科健診案内ポスター

6. 壮年期 (40～64 歳)

目標：歯の喪失を防ぐため歯周病を予防し、よくかんで健康増進に努める

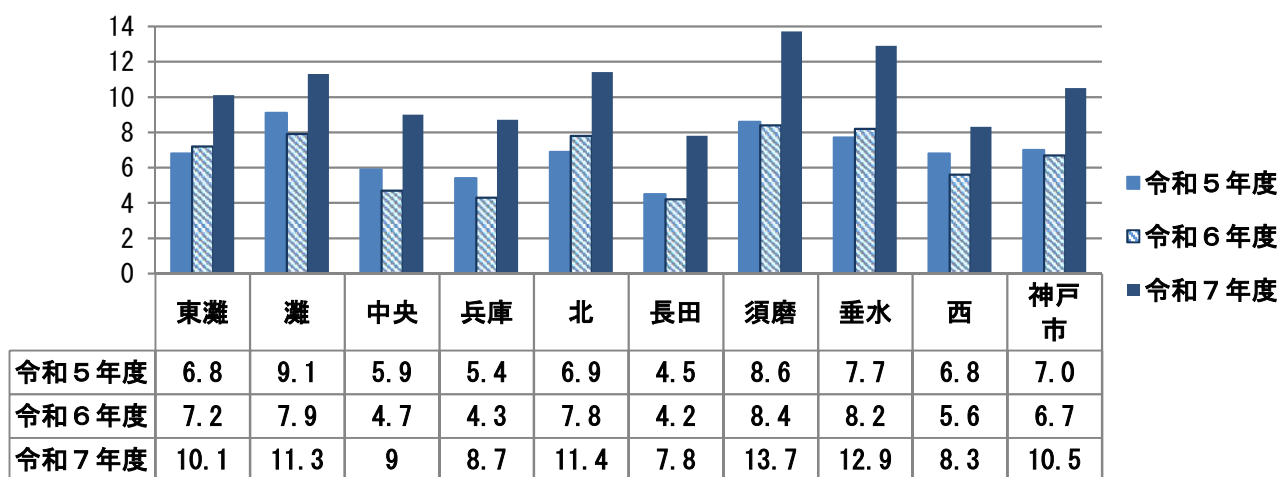
(1) 令和7年度の実績

① 節目歯周病検診

40・50・60 歳を対象に、身近な歯科医療機関で受診できる個別健診を実施した。

- ・ 40 歳歯周病検診の受診者数：1,754 人／16,704 人（受診率：10.5%）
- ・ 50 歳歯周病検診の受診者数：2,006 人／24,129 人（受診率：8.3%）
- ・ 60 歳歯周病検診の受診者数：2,416 人／20,397 人（受診率：11.8%）

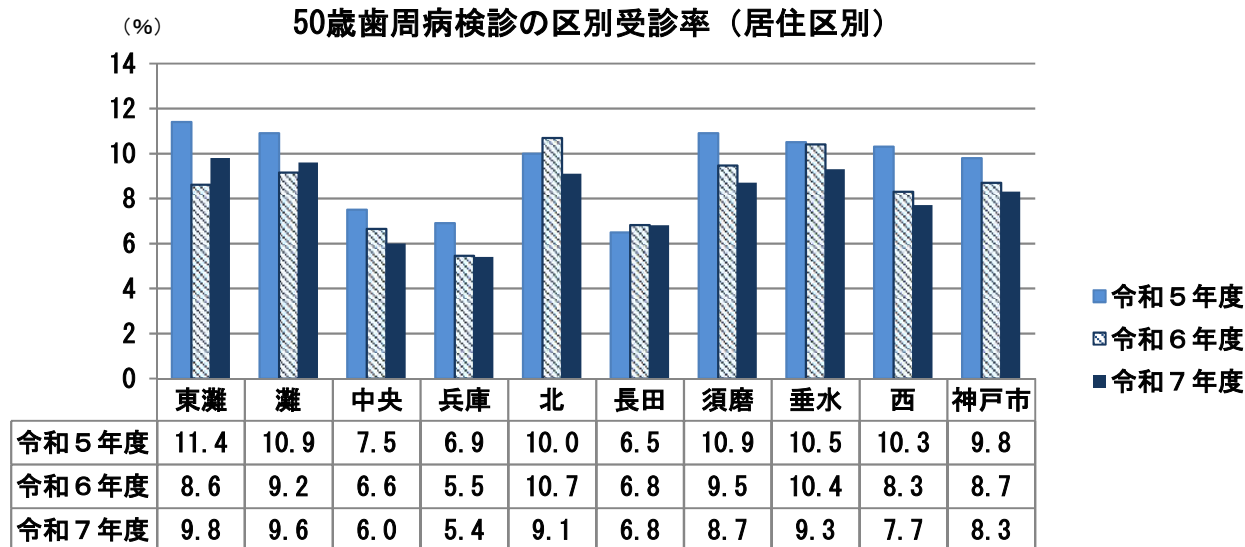
40歳歯周病検診の区別受診率（居住区別）



区別受診率：居住区別の受診者数／居住区別の発送数

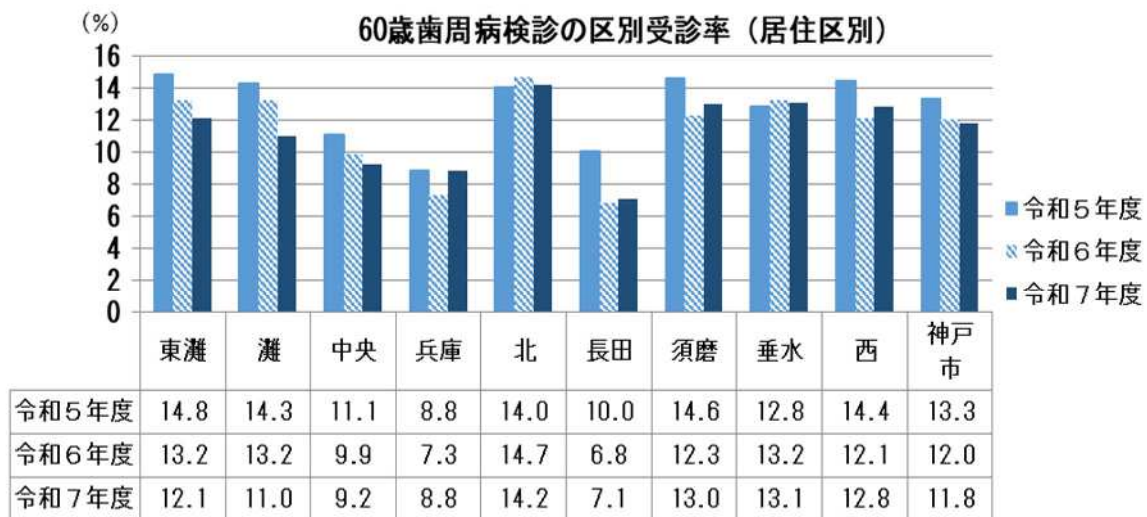
神戸市保健事業概要

50歳歯周病検診の区別受診率（居住区別）



区別受診率：居住区別の受診者数／居住区別の発送数

神戸市保健事業概要



区別受診率：居住区別の受診者数/ 居住区別の発送数

神戸市保健事業概要

② 歯周病検診の受診勧奨

- ・ 50 歳・60 歳歯周病検診の受診率向上のため、令和4年度より、目立つ色合いで興味を引くイラストや文言を入れた封筒を作成して個別通知を行った。
- ・ 本市の検診制度を紹介する「神戸けんしんガイド」および「国民健康保険証交付案内チラシ」で節目歯周病検診を周知した。
- ・ 広報紙KOB E 2月号にオーラルフレイルチェックを含む歯科受診勧奨を掲載した。

（2） 令和8年度の取り組み

- ・ 引き続き40・50・60歳の節目の歯周病検診（個別）を実施し、受診勧奨を行う。

7. 高齢期（65 歳以上）

目標：歯の喪失を防ぎ口の機能を向上しフレイル予防につなげる

（1）令和7年度の実績

① 総合事業における口腔機能向上プログラム

- ・地域拠点型一般介護予防事業に歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上の重要性を啓発するため、歯と口腔の健康を保つための講座や体操等を延べ 87 回実施した。
- ・フレイル改善通所サービス（対象：要支援 1・2、事業対象者）に歯科衛生士が定期的に出向き、口腔機能向上に関する講話を市内 34 か所で実施し、個人の状態に応じたアドバイスやプログラムを延べ 65 回提供した。
- ・フレイル予防や口腔機能の向上を啓発するため、フレイル予防支援事業（対象：65 歳以上の方）を延べ 78 回開催し、817 人が参加した。

② フレイルチェックの実施

- ・令和7年度中に 70 歳の誕生日を迎える市民に、口腔機能項目を含むフレイルチェックを市内の登録薬局（約 400 薬局）、集団健診会場（約 50 会場）で延べ 1833 人に実施した。

③ 市民によるフレイルチェックの実施

- ・口腔機能を含む 11 項目の簡易チェックシート（イレブンチェック）に加え、滑舌（パタカテスト）や噛む力等を測定（深堀りチェック）し、市民自身の早期発見を促すミニフレイルチェック会を区の文化センター等市内 7 か所で実施し、計 176 人が参加した。

④ オーラルフレイル対策

a) オーラルフレイルチェック事業

- ・65 歳および 75 歳の市民を対象に、個別口腔機能検査を実施した。
- ・オーラルフレイルと判定された場合、口腔機能トレーニング動画の視聴、あるいは歯科受診によりオーラルフレイルを改善した。
- ・介護予防も必要な方には、あんしんすこやかセンターからフレイル改善通所サービス等を紹介し、口腔体操等の継続実施を支援した。

（参考）令和7年度の利用者数 65 歳：2,573 人／18,105 人（14.2%）

75 歳：2,773 人／21,747 人（12.8%）

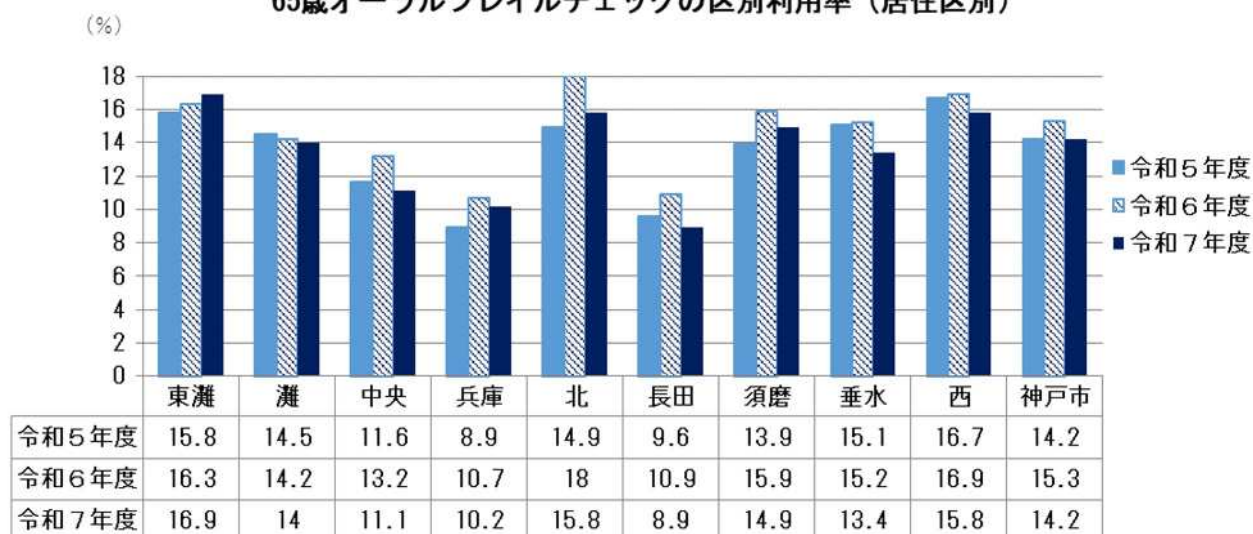
b) 再勧奨による利用率の向上

- ・令和8年1月に再勧奨はがきを送付し、オーラルフレイルチェックの受診を啓発した。

c) オーラルフレイル早期発見モデル事業（神戸常盤大学に委託）

- ・大学の市民イベント等に参加した方に、スマートフォンアプリによるオーラルフレイル簡易チェック（OF-5）を行い、オーラルフレイル該当者の口腔機能検査との整合性を調べた。

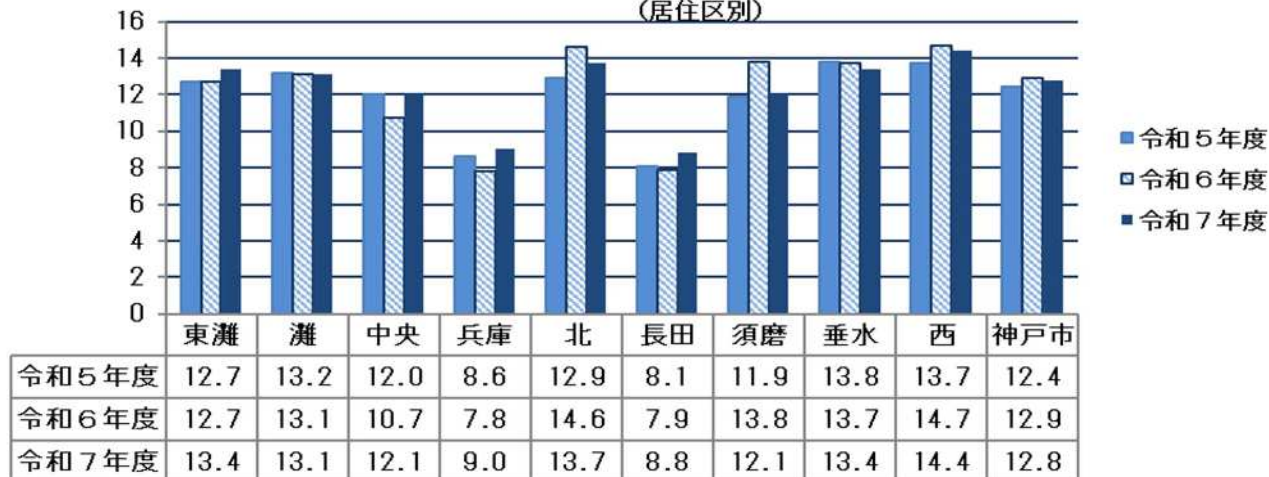
65歳オーラルフレイルチェックの区別利用率（居住区別）



区別受診率：居住区別の受診者数/ 居住区別の発送数

神戸市保健事業概要

75歳オーラルフレイルチェック・後期高齢者歯科健診の区別受診率（居住区別）



区別受診率：居住区別の受診者数/ 居住区別の発送数

神戸市保健事業概要

d) 広報啓発

- ・婦人神戸「みんなの保健福祉」にオーラルフレイルチェック項目表と記事を掲載し、自身や家族のオーラルフレイルのチェック法と早期発見の必要性を啓発した。
- ・国民健康保険医療費通知はがき（約 15 万通）にオーラルフレイル啓発記事を掲載した。
- ・ハッピーパック（神戸市勤労者福祉共済制度）健康通信に啓発記事を掲載した（購読者数約 44,000 人）。

⑤ K O B E 元気！いきいき！！体操

（株）サンテレビジョンにて放送する神戸市オリジナルの体操番組「K O B E 元気！いきいき！！体操」の中で、リハビリ専門職によるミニ講座において、口腔機能を維持するこ

との重要性、誤嚥を予防するための正しい食事姿勢、家でできる口腔体操や唾液腺マッサージ等について、笑いの要素を足しつつわかりやすく紹介した。



番組内での口腔体操

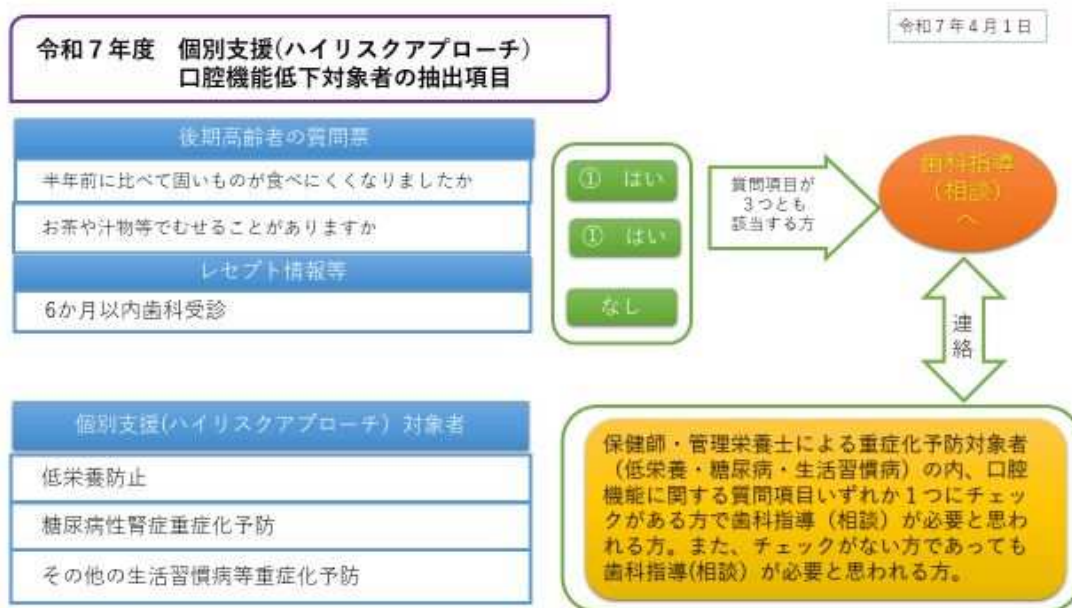


番組内での口腔機能のミニ講座（パタカラ体操）

⑥ 高齢者への健康支援

後期高齢者に対する健康支援の中で、歯科口腔保健対策として、69 回延べ 977 人に対して オーラルフレイル予防および誤嚥性肺炎の予防などの健康教育を実施した。

また、KDB システム（国保データベースシステム）から後期高齢者健康診査の質問項目と全身疾患の医療情報等から歯科個別支援の必要な対象者を抽出し、電話や訪問による相談・指導を行った（260 件）。



（2）令和8年度の取り組み

- ・70 歳市民を対象としたフレイルチェックとともに、総合事業での口腔機能向上プログラムを引き続き実施する。
- ・「K O B E 元気！いきいき！！体操」のリハビリ専門職によるミニ講座を継続する。
- ・高齢者への健康支援では、個別支援に加え、46 ブロック（市内全 78 圏域をブロック化）の集いの場で、生活習慣病重症化予防やフレイル予防と一緒にオーラルフレイル予防の集団支援を強化する。

分野別にみた施策の展開

1. 障がい者への歯科保健医療対策

(1) 令和7年度の実績

神戸市歯科医師会が指定管理者として運営する「市立こうべ市歯科センター」において、障がい者、高齢者など地域の歯科診療所での治療が困難な人を対象に、日帰り全身麻酔や鎮静法などの専門的な医療を実施した。

令和7年度 こうべ市歯科センター受診者数

	心身 障がい者	有病者※	重度嘔吐 反射	歯科診療 恐怖症	非協力 小児	その他	合計
受診者（人）	4,087	267	139	88	184	123	4,888
構成比（％）	83.6	5.5	2.8	1.8	3.8	2.5	100

※菌科以外の他科の疾患を併せ持つ人 こうべ市菌科センター調べ

令和7年度 こうべ市歯科センター利用満足度の調査結果

回答者数：128 人

(令和7年10月6日～10月17日、歯科センター利用者および付き添いの方等)

結果：大麥よかった 59%、よかった 38%、よくない 0%、どちらともいえない 1%

無回答 2%

神戸市歯科医師会調べ

① 訪問歯科保健指導・訪問歯科健康診査および研修会

障がい者施設への訪問歯科健康診査や訪問歯科保健指導を実施した。

- ・障がい者施設への訪問歯科健康診査の実績 3施設4回
- ・訪問歯科保健指導 6施設9回

障がい者歯科に関する歯科医療研修会を9月27日に開催した。

- ・講師：堀 雅彦（岡山障がい者歯科ネットワーク代表）
- ・演題：脳性麻痺、重症心身障害児者の歯科医療

② 障がい者歯科診療対応歯科医院

神戸市歯科医師会が会員に対し、地域で障がい者の歯科診療ができる歯科医院を募集し、市内 88 歯科医院を「障がい者歯科診療対応歯科医院」としてホームページ等で紹介した。

(2) 令和8年度の取り組み

引き続き「市立こうべ市歯科センター」を運営するとともに、障がい者施設の歯科保健指導や歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会に加え、障がい者歯科診療対応歯科医院に対しても研修会を開催する。

2. 地域包括ケアに向けた取り組み

(1) 令和7年度の実績

① 口腔ケア研修会の開催支援

神戸市介護サービス協会および神戸市歯科医師会が実施する介護関係者を対象とした研修会の開催を支援した。

② 地域ケア会議および神戸市介護保険専門分科会による相互連携体制の構築

あんしんすこやかセンター主催の地域ケア会議（延べ149回）や、区主催の地域ケア会議（9区開催）を開催し、地域における多職種ネットワーク構築、地域課題等について意見交換を行い、「神戸市介護保険専門分科会」で地域ケア会議の検討内容を報告した。

③ 各区での多職種連携の推進

医療介護サポートセンター（9か所）では、「食べる支援の入り口：非歯科専門職による口腔アセスメント」や「認知症ケアにおける「口腔」と「食」の支援について：歯科医師・管理栄養士の視点から」等のテーマで、歯科口腔に関する医療介護従事者向け研修や事例検討会を5回開催した。

④ 口腔機能管理アセスメントツールの活用

歯科以外の他職種が口腔機能管理の重要性に関する共通理解を深め、口腔機能アセスメントを手際よく行えるよう「訪問歯科診療および訪問口腔ケア必要度チェック票」を医療・介護関係者へ周知した。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票

現在、訪問歯科診療・訪問口腔ケアを受けておられる方は以下のチェックは不要です

氏 名 _____ 調査年月日 年 月 日

記載者氏名/職種 _____

【チェック票①】 該当する欄に○を入れてください

項目	あり	なし	症 状
義歯 (入れ歯)	☐	☐	歯がないのに入れ歯がない、使用していない
	☐	☐	入れ歯が安定していない、落ちる、動く
	☐	☐	入れ歯が壊れている(割れている、パネが壊れている)
むし歯	☐	☐	被せ物や詰め物が外れている
歯周病	☐	☐	口臭がある
摂食・嚥下 (飲み込み・むせ)	☐	☐	食べこぼしがある
	☐	☐	食事中にむせることがある
	☐	☐	食事が減って体重減少がある・食事に時間がかかる
手入れ	☐	☐	熱が出たり、肺炎を繰り返す
	☐	☐	介護者の歯みがきを嫌がる

● 表面【チェック票①】のどれか一つでも該当する場合
● 裏面【チェック票②】の「やや不良」または「病的」の一つでも該当する場合

訪問歯科診療・訪問口腔ケアが必要です。
かかりつけ歯科医にご相談ください。

歯科医療機関につなげる場合は、ご本人やご家族の意思を確認してください。
かかりつけ歯科医がない場合は、下記の「神戸市歯科医師会 歯科保健推進室」までご連絡ください。
神戸市歯科医師会 歯科保健推進室 電話: 078-391-6020 FAX: 078-391-6480

【チェック票②】 該当する欄に○を入れてください

項目	健全	やや不良	病的
チェック欄① 嚥下 (口腔機能)	 嚥下 嚥つかない(嚥下性) 舌舌なし、または少量	 乾燥・口角 少量の嚥下 べたつき(粘着)	 舌から舌から舌から 嚥下はほぼなし 大量の舌苔付着
チェック欄② 口唇	 ピンク色 乾燥なし ひび割れなし	 乾燥・ひび割れ 口角の角化、びらん(口角炎)	 唇紅や唇腫 赤色斑・白色斑 口角の出血・潰瘍
チェック欄③ 歯肉	 歯肉 ピンク色 出血なし	 乾燥・光沢・歯肉・歯肉 部分的な腫脹(1〜2歳分程度) 歯肉下の腫脹の発赤、腫痛	 腫脹・出血(腫以上) 歯の歯肉・歯肉の口臭 白色斑・発赤・腫痛
チェック欄④ 歯槽	 歯槽状態良好 歯槽・ブランク(歯槽)・歯肉なし	 1〜2部位(少量)に歯肉・ ブランク(歯槽)あり 歯ブラシや歯磨剤で取れる	 多くの部位に歯肉・ブランク (歯槽)・歯肉・歯肉・歯肉 歯ブラシや歯磨剤で取れない


 「やや不良」「病的」に該当する場合は、
ご本人の不快感などの訴えがない場合でも、
歯科医療機関への受診を勧めてください。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票

⑤ 訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業

神戸市歯科医師会の歯科保健推進室を窓口として、訪問歯科診療と歯科衛生士による訪問口腔ケア事業を実施した（兵庫県歯科衛生士会の協力）。さらに歯科医師・歯科衛生士の資質向上を目的に、年1回（10月12日）の研修を実施した。

訪問歯科診療受付状況（令和7年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
人数 (人)	3	5	7	11	12	7	24	45	50	164

神戸市歯科医師会調べ

訪問口腔ケア事業実施状況（令和7年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
延べ回数 (回)	476	88	64	106	0	171	34	26	48	1,013

神戸市歯科医師会調べ

（参考）**※ 在宅・施設での口腔ケアに関する介護保険利用実績（令和7年度）**

歯科医師や歯科衛生士による口腔ケア（居宅療養管理指導）を受けている要介護等認定者は要介護等認定者の7.5%（7,486人/99,963人）。

※ 高齢者施設における介護保険利用実績（令和7年度）

高齢者施設で歯科医師等による個別口腔機能維持管理指導を受けている人は20.6%（2,663人/12,934人）。

（2）令和8年度の取り組み

- ・口腔ケア研修会の開催支援、地域ケア会議による相互連携体制の構築、各区での多職種連携の推進および訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業等を実施する。
- ・「訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票」を他職種に広く周知し活用を図る。
- ・75歳オーラルフレイルチェック・後期高齢者歯科健診（対象者約22,000人）の案内封筒に、誤嚥性肺炎予防の啓発チラシを同封する。



誤嚥性肺炎予防啓発チラシ

3. 救急医療対策（歯科）

（１）令和７年度の実績

神戸市歯科医師会附属歯科診療所において、休日祝日の歯科診療を実施した。

所在地：中央区三宮町２－１１－１ センタープラザ西館５階

設置運営：公益社団法人 神戸市歯科医師会

診療時間：休日（日曜、祝日、振替休日、年末年始[12/29～1/3]）

受付時間 9:30～11:30、13:00～14:30

受診者数：1,039人（一日平均 15.7人）

令和７年度休日歯科診療所実績 症状別（複数該当あり）									
症 状	かむと痛い	はれた	むし歯	詰め物、冠がはずれた 入歯が壊れた	歯周疾患	外 傷	歯がしみる、 ずきずき痛い	その他	合 計
人 数（人）	272	303	327	226	175	80	66	67	1,516
構成比（％）	17.9%	20.0%	21.6%	14.9%	11.5%	5.3%	4.4%	4.4%	100%

（２）令和８年度取り組み

地域医療のセーフティネットとして、引き続き休日歯科診療事業を実施する。

4. がん対策（口腔がん）

（1）令和7年度の実績

① 口腔がん検診の実施

口腔がんを早期発見・早期治療を目的として口腔がん検診を実施した。

40歳総合健診の個別案内に「口腔がん検診」の案内を同封し、受診申込の増加に対応するため予約枠を拡大した。

口腔がん検診の実績（令和7年度）

実施回数 (回)	受診者数 (人)	検診結果		異常なしの内 要歯科受診	※紹介状
		異常なし	要精検		
51	945	922	23	48	13

※紹介状：
要精検および
要歯科受診者
へ渡した数

神戸市歯科医師会調べ

② 口腔がんに関する研修

- ・神戸市歯科医師会が歯科医療従事者向け研修会を開催した（10月11日）。

講師：長谷川 巧実（神戸大学大学院 医学研究科 准教授）

テーマ：早期発見に向けた口腔癌検診の重要性と粘膜疾患の鑑別

③ 広報啓発

- ・市がんガイドおよび市ホームページでの広報を実施した。
- ・口腔がん啓発ポスターを作成し、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、市内の病院や診療所、歯科医院、薬局等で幅広く市民に啓発した。

（2）令和8年度取り組み

- ・引き続き40歳総合健診で口腔がん検診を案内する。
- ・幅広い年代への啓発として、50歳・60歳の歯周病検診および65歳・75歳のオーラルフレイルチェックの個別案内に、口腔がん検診の案内を同封する。

ご存じですか？
口にも「がん」ができます！

口腔がん検診のご案内

なかなか治らない口内炎や舌炎。
それは口腔がん（口のがん）かもしれません。
口腔がんは早く発見できれば、口の機能を維持したまま
しっかり食べたり話したりできます。
この機会に口腔がん検診を受けてみませんか？

対象者 神戸市民（当該年度40歳以上）

検診費用 500円（無料対象者あり）

検診場所 神戸市歯科医師会附属歯科診療所
〒650-0021 神戸市中央区三宮町2丁目11-1
センタープラザ西館5F509号室

検診案内 神戸市公式サイト「おでかけKOBÉ」
または神戸市歯科医師会ホームページ

申込方法 神戸市ホームページ
e-KOBÉからWEB申込み（先着順）

問合せ先 神戸市お問合せセンター
TEL：078-089-3330 または
078-333-3330

神戸市 お問合せメールフォーム

口腔がん検診の案内ちらし

5. 周術期（手術前後）などの取り組み

（1）令和7年度の実績

① 医科歯科連携の推進（主に市民病院関連）

- ・中央市民病院は、周術期口腔機能管理を原則、直接医科から地域の登録歯科医療機関へ依頼した。
- ・西神戸医療センターでは、西区・垂水区・須磨区歯科医師会と定期的に連携会議を開催した。
- ・各市民病院では、地域医療機関及び歯科医療機関との連携を深めるため、周術期口腔機能管理等に関する講演や症例検討などのオープンカンファレンスを開催した。
- ・神戸市歯科医師会では随時「周術期等口腔機能管理対応歯科医院リスト」を更新し、市民向けホームページ上に情報提供している。

（参考）市民病院の周術期口腔機能管理の実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中央市民病院	74件、延べ 203件	125件、延べ 321件	82件、延べ 205件
西市民病院	475件、延べ 1,409件	442件、延べ 1,956件	474件、延べ 2,134件
西神戸医療センター	592件、延べ 1,271件	653件、延べ 1,265件	532件、延べ 917件

※ 件数は計画策定料算定件数

※ 延べ件数は計画策定料算定件数＋管理料算定件数

（2）令和8年度の取り組み

① 医科歯科連携の推進（主に市民病院関連）

- ・各市民病院では、手術前後の口腔ケアなど周術期口腔機能管理に継続的に取り組むとともに、定期的なオープンカンファレンスを開催する。
- ・西神戸医療センターにおいては3区歯科医師会との定期的な連携会議等を継続して開催する。
- ・神戸市歯科医師会では、引き続き随時「周術期等口腔機能管理対応歯科医院リスト」を更新し、市民向けホームページ上に情報提供していく。

6. 災害時における歯科保健医療対策

(1) 令和7年度の実績

① 広報啓発

a) 危機管理センターでの啓発（常時展示）

神戸市危機管理センター1階防災展示室で、災害時口腔ケアの必要性を啓発した。

b) 「もしもの時も暮らしはつづく」手帳の活用

災害時の口腔ケアの必要性を神戸市ホームページ（防災）に掲載した。

② 実地訓練

令和8年1月に長田区役所で、健康局・長田区・市三師会の合同実地訓練を実施した。

(2) 令和8年度の取り組み

- ・災害時における医療体制（救護所）の確保に向けた訓練を引き続き実施する。
- ・危機管理センター防災展示室、神戸市ホームページ（防災）、長田区災害医療フォーラム等の広報を活用して口腔ケアの必要性を啓発する。

神戸市歯科口腔保健推進条例をここに公布する。

平成28年11月8日

神戸市長

久元 喜道

神戸市条例第15号

神戸市歯科口腔保健推進条例

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、こうべ歯と口の健康づくりプランを策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯科口腔保健に関する施策の推進については、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進させるものであること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。

(3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を定め、計画的に実施し、及び検証する責務を有する。

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第4条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、市が歯科口腔保健に関する施策を実施するにあたり、市との緊密な連携を図り、歯科口腔保健の推進に努めなければならない。

2 保健医療等関係者（保健、医療、福祉及び教育等に係る業務に従事する者であって、歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。以下同じ。）は、市及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健の推進に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(基本的な事項等)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議のもと、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

る。

(1) 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及啓発に関すること。

(2) 歯科検診及び歯科保健指導の実施及び勸奨その他の歯科疾患の予防対策に関すること。

(3) かかりつけ歯科医の活用の推進に関すること。

(4) 障害者、介護が必要な高齢者その他の歯科口腔保健に特別の配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保及び定期的な歯科検診の実施に関すること。

(5) 災害時における歯科保健医療の提供に関すること。

(6) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上に関すること。

(7) 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること。

2 市は、前項の施策を効果的に実施するため、歯科口腔保健を担当する歯科専門人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。

(計画の策定)

第8条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(関係者との協議)

第9条 市長は、前条第1項の計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況を議会に

報告するものとする。

附 則

この条例は、平成28年11月8日から施行する。